デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国 (以下「両締約国」という。) は、 次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「アルゴリズム」とは、 一連の定められた手順であって、 問題を解決し、 又は結果を得るために行わ

れるものをいう。

(b) 「コンピュータ関連設備」とは、 商業上の利用のために情報を処理し、 又は保存するためのコンピュ

タ・サーバー及び記憶装置をいう。

(c) 「対象企業」とは、一方の締約国について、 当該締約国の領域に所在し、かつ、他方の締約国の投資

家が直接又は間接に所有し、又は支配する企業であって、この協定の効力発生の日に存在するもの又は

その後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d) 「対象金融サービス提供者」 とは、次のいずれかのものをいう。

- (i) 他方の締約国 の金融機関
- (ii) 方の締約 一方の締約国 国 Iの金i 融サー 0 金融規制当局による規制、 ビス提供者 (他方の締約国の金融機関を除く。) 監督又は免許、 認可、 許可若しくは登録の対象となる他
- (e) 対象者」 とは、 次の いずれかのものをいう。
- (i) 対象企業
- (ii) 他方の 締約 国 の者

金

並びに産品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。

ただし、次のものを含まない。

(f) 「関税」 には、 産 品 の輸入に際し、 又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の 課徴

千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

- (i)
- (ii) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であって、 提供された役務の費用に応じたもの

(iii)

ダンピング防止税又は相殺関税

(g) 0 ものであって、デジタル式に符号化され、 「デジタル・プロダクト」とは、 コンピュータ・プログラム、 商業的販売又は流通のために生産され、 文字列、 ビデオ、 映像、 及び電子的に送信 録音物その他

されることができるものをいう(注)。

注 デジタル・プロダクトには、 金融商品をデジタル式に表したもの(金銭を含む。)を含まない。

(h) 「電子認証」とは、 電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を

確保するための処理又は行為をいう。

(i) 形式でのデータであって、 及び署名者が当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報を承認することを示すために利用するこ 「電子署名」とは、 電子文書又は電子メッセージに含まれ、 当該電子文書又は電子メッセージとの関係において署名者を特定するために 付され、 又は論理的に関連する電子的な

注 データにより確証されるものであるとの要件を満たさなければならない。 日 本国においては、 電子署名については、当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報が改変されていないことが当該 とができるものをいう

(注)。

(j) 「電子的な送信」又は「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて送信されることをいう。

(k) L ているかを問わず、 「企業」とは、 営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、 関係の法律に基づいて設立され、 又は組織される事業体 (社団、 信託、 組合、 又は支配 個

人企業、合弁企業、 団体その他これらに類する組織を含む。)をいう。

- (1) て、 「他方の締約国 他方の締約国 \mathcal{O} の企業」とは、他方の締約国の法律に基づいて設立され、 領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。 又は組織される企業であっ
- (m)「現行 の」とは、 この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (n) Ł に基づき、 のをいう。 金融 機関」 金融 とは、 機関として業務を行うことを認められ、 締約国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域に所在する金融仲介機関その他の企業であって、 及び金融機関として規制され、 当該 又は監督される **以締約国** $\overline{\mathcal{O}}$ 法律
- (o) あって、 「他方の締約国 他方の締約国の者が支配するものをいう。 の金融機関」とは、 一方の締約国の領域に所在する金融機関 (その支店を含む。) で
- (p) 供 融取引を記録するために利用される複数の参加者で構成されるシステムであって、 者が他の金融サービス提供者 「金融市場の基盤」とは、 清算し、 (当該システムの運営者を含む。) と共に参加するものをいう。 決済し、又は支払、 有価証券若しくは派生商品の取引その他の金 対象金融サー -ビス提
- (q) 「金融サービス」とは、 金融の性質を有するサービスをいう。 金融サービスには、 全ての保険及び保

険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス (保険及び保険関連のサービスを除

)並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助

的なサービスを含み、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(i) 元受保険(共同して行う保険を含む。)

(A) 生命保険

(B) 生命保険以外の保険

(ii) 再保険及び再再保険

保険仲介業(例えば、保険仲立業、代理店業)

(iii)

(iv)保険 の補助的なサービス(例えば、 相談サービス、 保険数理サービス、危険評価サービス、 請求の

処理サービス)

銀行サービスその他の金融サー -ビス (保険及び保険関連のサービスを除く。)

(v) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vi) 全ての種類の貸付け(消費者信用、 不動産担保貸付け、 債権買取り及び商業取引に係る融資を含

す

- wi ファイナンス・リース
- (iii) 全ての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、 チャージ・カード、デビット・カード、 旅

行小切手及び銀行小切手を含む。)

- (ix) 保証
- (X)自らの又は顧客のために行う次のものの取引 (当該取引が取引所取引、 店頭取引その他の方法のい

ずれで行われるかを問わない。)

- (A) 短期金融市場商品(小切手、手形及び預金証書を含む。)
- (B) 外国為替
- (C) 派生商品(先物及びオプションを含む。)
- (D) 為替及び金利の商品 (スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。)
- (E) 譲渡可能な有価証券

- (F) 他の譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)
- (xi) 委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。) 全ての種類の有価証券の発行への参加 (当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、
- ‴ 資金媒介業
- (xiii) 資産運用 (例えば、 現金又はポー トフォリオの運用、 全ての形態の集合投資運用、 年金基金運用、

保管、預託及び信託のサービス)

金融資 産 (有価証券、 派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。)のための決済及び清算のサービ

ス

(xiv)

- (XV)の処理及び関連ソフトウェアのサービス その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データ
- (xvi) (v)から\wspaceの活動についての助言、 仲介その他の補助的な金融サービス (信用照

会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、 再編及び戦略につい

ての助言を含む。)

- (r) \mathcal{O} 記 可又は登録 ために利用するコンピ 憶装置をいう。 「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、 の対象となる業務の実施に関する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・ ただし、 ユ] 次のもの タ・ サー 0 バー コンピュータ・ 又は記憶装置を含まない。 対象金融サービス提供者についての免許、 サーバー又は記憶装置及び次のものへのアクセス サーバ・ 認可、 ー又は 許
- (i) 金融市場の基盤
- (ii) 有価 証 一券又は 派生商品 品品 (例えば、 先物、 オプション、 スワップ) の取引所又は市場
- (iii) 対象金融サー ビス提供者に対して規制 権限又は監督権限を行使する非政 府 機関
- (s) 金融サー 他方の締約国 E スを提供し、 0 金融サー 又は提供しようとする他方の締約国の者をいう。 ビス提供者」とは、 一方の締約国 \mathcal{O} 領域内で又は一方の締約国の者に対し
- (t) λ の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺ま 的な商業上の行為をいい、 「詐欺的又は欺まん的な商業活動」 次の行為を含む。 とは、 消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは欺まん的な商業上
- (i) 重要な事実に関して誤った表示 (その暗示を含む。)を行う行為であって、 誤認した消費者の経済

的利益に重大な損失をもたらすもの

- (ii) 消費者による代金の支払の後、 当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為
- (iii) 消費者の金融口座、 電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座

から許可なく引き落としを行う行為

(u) 「サービス貿易一般協定」とは、 世界貿易機関設立協定附属書一 Bサービスの貿易に関する一般協定

をいう。

(v) 「千九百九十四年のガット」 とは、 世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易

に関する一般協定をいう。

(w) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報 (データを含む。) であって、中央政府が保有する

「情報コンテンツ・プロバイダ」とは、インターネットその他のコンピュータを利用した双方向サー

(X)

ŧ

のをいう。

ビスを通じて提供される情報の全部又は一部を作成する者又は事業体をいう。

(y) 「コンピュータを利用した双方向サービス」とは、 複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの

電 子的なアクセスを提供し、 又は可能とするシステム又はサービスをいう。

- (z) は既に行っ 「他方の締約国 た他方の締約国の自然人又は他方の締約国 の投資家」とは、一方の締約国の領域において、投資を行おうとし、行っており、 「の企業をいう。 又
- (aa) かを問 「措置」 わない。) とは、 をいう。 締約国の措置 (法令、 規則、 手続、 決定、 行政上の行為その他のいずれの形式である
- (bb) 他 方の 総総国 の自然人」とは、 他方の締約国の法律の下で他方の締約国の 国民である自然人をい
- 「者」とは、自然人又は企業をいう。

う。

- (dd)個人情報」とは、 特定された又は特定し得る自然人に関する情報 (データを含む。)をいう。
- (ee) 「他方の締約国の者」とは、 他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。
- (ff) 「一方の締約国の者」とは、 一方の締約国の自然人又は一方の締約国の企業をいう。
- (gg) 上 のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、 商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以

- (hh) 租税条約」とは、 二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをい
- う。
- (ii) 租税」及び 「租税に係る課税措置」 には、 消費税を含むが、 次のものを含まない。
- (i) (f)に定義する「関税」
- (ii) (f)(i)及び(ii)に掲げる措置
- (jj) 「要求されてい ない 商業上の電子メッセージ」とは、インターネット接続サービスの提供者又は他の

電気通信サー

ビスを通じ、

受信者の

同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、

商業上又は

マーケ

ティング上の目的で電子的なアドレ スに送信される電子メッセージをいう。

を設立するマラケシュ協定をいう。

(kk)

「世界貿易機関設立協定」

とは、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関

第二条 適用範囲

1 この協定は、 締約国が採用し、 又は維持する措置であって、 電子的手段による貿易に影響を及ぼすもの

について適用する。

- 2 この協定は、次のものについては、適用しない。
- (a) 政府調達
- (b) 政府の権限の行使として提供されるサービス
- (c) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措

置 (当該情 報の・ 収集に関連する措置を含む。)。ただし、第二十条に規定するものを除く。

第三条 一般的例外

- 1 この協定の全ての規定 (第二十一条の規定を除く。) の適用上、 サービス貿易一 般協定第十四条(a) から
- (c)までの規定は、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、 この協定の一 部を成す。
- 2 第二十一条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、 必要

な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条 安全保障のための例外

- この協定のい かなる規定も、 次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。
- (a) 締約国に対し、 その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提

供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国 が 国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障

上 の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五 信用 秩序の維持のため の例外並びに金融政策及び為替政策のため 0) 例外

1 の協定の 他 の規定に か か わらず、 締約国は、 信用 秩序 0 維持の ため の措置 置 (注) (投資家、 預金者、

保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは金融サー ビス提供者が負う者を保護するため \mathcal{O} 措置

又は金融システ Ĺ の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。) を採用し、 又は維持することを妨

げられない。

当該信E

用

秩序の維持のための措置は、

この協定の規定に適合しない場合には、

当該規定に基

注

両締約国は、

「信用秩序の維持」には、

個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、

健全性又は財務上の責任の維持並

づく当該締約 国 の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

2 この協定のいかなる規定も、 一般に適用される差別的でない措置であって公的機関が金融政策若しくは

関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。

第六条 租税

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置について

は、適用しない。

2 の協定のいかなる規定も、 租税条約に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすもので

は な \ <u>`</u> この協定と租税条約とが抵触する場合には、 その抵触の限りにおいて、 当該租税条約が優先す

る。

3 2の規定に従うことを条件として、

(a) 第八条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、 譲渡収益、 法人の課

税対象財産又は投資若しくは財産の価額(注)に対する租税に係る課税措置 (投資又は財産の移転に対

するものを除く。)及び遺産、 相続、 贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注 こ の (a) の規定は、 各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすもの

ではない。

(b) 第八条の規定は、 所得、 譲渡収益、 法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額 (注) に対する

クト ル 租税に係る課税措置 プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件として、 の購入又は消費に関するものについて適用する。 (投資又は財産の移転に対するものを除く。)であって、特定のデジタル・プロダ ただし、第一文の規定は、 締約国が、 当該デジタル 当該デジタ

プ 口 ダクト を自 国 0 領域において提供することを要求することを妨げるものではない。

注 この (b) の規定は、 各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすもの

ではない。

ただし、第八条のいかなる規定も、 次のものについては、 適用しない。

- (c) 租税条約に基づいて締約国が与える利益に関する最恵国待遇の 義務
- (d) 現 行 の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないもの
- (e) 現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないもの の継続又は即時の更新
- 租 税に係る課税措置と同条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)

現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの改正

(当該改正において当該

(f)

(g) 租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置

課

税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。)の採用又は実施。 当該租税に係る課税措置が両締約国の者、 物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを ただ

条件とする。(注)

注 注の規定を参照して、 両締約国は、 サービス貿易一般協定第十四条他の規定がサービス及び直接税に限定されないものとみなした場合の同条の この。gの規定を解釈しなければならないことを了解する。

(h) る規定 することを、 給付を行うためのものに関 年金信 託、 当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とす 年金計画、 退職年金基金その他の制度であって、 Ĺ 締約国が、 当該制度に対する継続的な権限、 年金若しくは退職年金の支払又は類似の 規制又は監督の 維持を要求

(i) で の規定の対象となったであろうものに限る。) 保険料に対する消費税 (当該消費税が他方の締約国によって課されていたとしたならば、(d)から(f)ま

第七条 関税

いずれの締約国も、 一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信 (電子的に送信されるコ

ンテンツを含む。)に対して関税を課してはならない。

第八条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

1 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国の 領域において創作され、 生産され、 出版され、 契約され、 委

託され、 若しくは商業的な条件に基づき初めて利用可能なものとされたデジタル・プロダクト又はその著

開発者若しくは所有者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、

他 (T) 同 種のデジタル ・プ ロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない (注

作者、実演家、

制作者、

注 この 1の規定の適用上、 第三国のデジタル・プロダクトは、 「同種のデジタル・プロダクト」である限りにおいて、 「他の同

種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2 この条の規定は、締約国によって交付される補助金又は行われる贈与(公的に支援される借款、 保証及

び保険を含む。)については、適用しない。

3 制限する措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。 この条のいかなる規定も、 締約国が放送(注)の提供に従事する企業における外国資本の参加の割合を

注 この3の規定の適用上、 日本国については、 「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を

いい (昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第一号)、オンデマンド・サービス (インターネット上で提供されるそ

のようなサービスを含む。)を含まない。

4 1 の規定は、 知的財産権に関し、 知的財産に関する両締約国間の二国間協定に基づく権利及び義務に抵

又は当該二国間協定が存在しない場合には両締約国が締結している知的財産に関す

る国際協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、 適用しない。

触する限りにおいて、

第九条 国内の電子的な取引の枠組み

1 各締約国は、 電子的な取引を規律する法的枠組みであって、千九百九十六年の電子商取引に関する国際

連合国際商取引法委員会モデル法の原則に適合するものを維持する。

2 各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a) 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。

(b) 電子的な取引を規律する自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすること。

第十条 電子認証及び電子署名

1 締約国は、 自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、 署名が電子的な形式によるものであること

のみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

- 2 いずれの締約国も、 電子認証又は電子署名に関する次の措置を採用し、 又は維持してはならない。
- (a) 電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式又は電子署名を相互に決定すること

を禁止することとなる措置

- (b) ことを司法当局 電子的な取引の当事者が当該取引について電子認証又は 又は行政当局に対して証明する機会を得ることを妨げることとなる措置 電子署名に関する法的な要件を満たしている
- 3 実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することが 締 約国 は、 2の規定にかかわらず、 特定の区分の取引について、 電子認証の方式又は電子署名が特定の

第十一条 情報の電子的手段による国境を越える移転

- 1 実施 いずれの締約国も、 のために行われる場合には、 情 報 (個人情報を含む。) の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の 当該移転を禁止し、又は制限してはならない。
- 2 ک の条のい かなる規定も、 1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成

するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。 ただし、当該措置が、 次の要

件を満たすことを条件とする。(注)

注 ある措置が、データの移転に関し、当該移転が国境を越えるものであることのみを理由として、競争条件の変更により対象者

に不利益をもたらすような態様で当該移転に対して異なる待遇を与える場合には、当該措置は、この2の規定の要件を満たさな

\ <u>`</u>

(a) 恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態

(b) 目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

様で適用されないこと。

第十二条 コンピュータ関連設備の設置

1 おいてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。 いずれの締約国も、 自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、 当該領域に

2 この条の規定は、 対象金融サービス提供者については、適用しない。対象金融サービス提供者について

は、次条において取り扱う。

対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュ ータ関連設備 \mathcal{O} 設置

1 る規 る情報を含む。 両 .締約国は、 制及び監督の *→* 対象金融サー ために不可欠であることを認識 0 締約国 \mathcal{O} ビス提供者の情報 金融規制当局による迅速、 (当該対象金融サー Ļ 並びに当該アクセ 直接的、 完全及び継続的なアクセ ビス提供者の取引及び スへ の潜在的な全ての 運営の ス が 制 限 金 基礎とな を撤廃 一融に係

することの必要性

を認識

ずる。

2 当局 サー に 対象金融 お が、 ビス ずれ いて金融サ サー 規制 0 0 締 コ ンピ ビス提供者に対し、 及び監督を目的として、 約 ĺ 国 ŧ ビスのコンピュ ユ 夕関連設備に 対象金融サー 当該締約国 ータ関連設備を利用し、 お ビス提供者が当該 迅速、 į١ て処理され、 の領域におい 直接的、 S締約| 完全及び継続的 又は保存される情報に対し、 又は設置することを要求してはならない て事業を実施するための条件として、 国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域外にお なアクセスを認められる場合には、 いて利用 当該 Ĺ 締 又は設置する金融 約 玉 \mathcal{O} 当 金融規制 |該領域

3 関連設備を利用し、 各 締約国は、 対象金融サー 又は設置することを要求する前に、 ビス提供者に対して当該締約国の 実行可能な範囲内で、 領域において金融サー 当該対象金融サー -ビスの フコンピ Ė ス提供 ユ ゥ

注

締約国は、

この協定に反しない措置

(第五条の規定に適合する措置を含む。) を採用し、

又は維持することができる。

者に対し、 2に規定する情報へのアクセスが不十分であることを改善するための合理的な機会を与える

注)。

注 締約国は、 対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、 又は

設置することを要求することができる。 ただし、 当該締約国の金融規制当局が2に規定する情報へのアクセスを認められない場

合に限る。

第十四条 オンラインの消費者の保護

1 両締約国は、 消費者がデジタル貿易を行うに当たり、 当該消費者を詐欺的又は欺まん的な商業活動から

保護するための透明性のある、 かつ、効果的な措置を採用し、 及び維持することの重要性を認識する。

2 各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又

は欺まん的な商業活動を禁止するため、 消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。

第十五条 個人情報の保護

1 各締約国は、 デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、 又は維持す

る (注) 。

注 締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、 企業

によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定

める義務を履行することができる。

2 各締約国は、 個人情報の保護であって自国がデジタル貿易の利用者に提供するものに関する情報を公表

(a) 自然人が救済を得ることができる方法

する。

当該情報には、

次の方法に関するものを含める。

- (b) 企業が法的な要件を満たすことができる方法
- 3 識 しつつ、このような異なる制度の間の相互運用性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。 各締約国は、 個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認
- 4 両締約国は、 個人情報を保護するための措置の遵守を確保すること及び個人情報の国境を越える流通に

対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したも

のであることを確保することの重要性を認識する。

第十六条 要求されていない商業上の電子メッセージ

- 1 各締約国は、 要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。
- (a) 電 子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の

(b) \mathcal{O} 同意を要求する措置 自国 の法令によって特定された方法により、 商業上の電子メッセージを受信することについて受信者

置

2 又は維持する措置を遵守しないものに対し、 各 「締約国 は、 要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、 その遵守を求める手段について定める。 1の規定に従って採用し、

第十七条 ソース・コード

1 \mathcal{O} ゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。 コ] いずれの一方の締約国も、 ド 方の締約国 の移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアル の領域における輸入、 他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品 流通、 販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース

2 この条の規定は、一方の締約国の規制機関又は司法当局が、他方の締約国の者に対し、特定の調査、

検

查、 て表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること(注)を要求することを妨げるもの 検討、 執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおい

ではない。 ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の 対象

とすることを条件とする。

注 ソフトウェアのソース・コ ードの営業上の秘密としての地位が当該営業上の秘密の保有者により主張される場合には、 当該

ソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを入手可能なものとすることは、当該地位に悪影響を

及ぼすものと解してはならない。

第十八条 コンピュータを利用した双方向サービス (注)

注 この条の規定は、 第三条の規定に従うものとする。同条の規定は、この協定の適用上、特にサービス貿易一般協定第十四条回の

規定に基づく公衆の道徳の保護のために必要な措置のための例外が、 必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定

の一部を成すことを定める。 両締約国は、オンライン上の性的取引、 児童の性的搾取及び売春からの保護のために必要な措置 (例

えば、 アメリカ合衆国の千九百三十四年の通信法を改正する「二千十七年のオンライン上の性的取引に対する州及び被害者による

1 て促進することの重要性 両締約国は、 コンピュータを利用した双方向サービスをデジタル貿易を増進するために不可欠なものと (中小企業にとっての重要性を含む。)を認識する。

2 によって保存され、 コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、 このため、 ての責任を決定するに当たり、 4に規定する場合を除くほか、 処理され、 送信され、 当該コンピュ 流通 いずれの締約国も、 l ータを利用した双方向サービ 又は利用可能なものとされる情報に関連する損害につ 又は維持してはならない。 コンピュータを利用した双方向サービス スの提供者又は利用者を情報 ただし、 当該提供者又

注 締約国は、 自国の法令を通じて又は司法上の決定により適用される現行の法の原則を通じてこの条の規定を遵守することがで は利用者が当該情報の全部又は一部を作成した場合を除く。

注

きる。

3 として、当該提供者又は利用者に責任を負わせてはならない。 いずれの締約国も、 コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者による次の行為を理由

(a) 当該提供者若しくは利用者がコンピュータを利用した双方向サービスを提供し、若しくは利用するこ

能性を制限するために誠実かつ自発的に行った行為 あり、若しくは異議が申し立てられる可能性があると認めるものへのアクセス又は当該データの利用可 とを通じてアクセス可能若しくは利用可能となるデータであって、 当該提供者若しくは利用者が有害で

(b) \Diamond めに行った行為 るデータへのアクセスを制限することができるような技術的手段を可能とし、 情報コンテンツ・プロバイダその他の者が有害であり、 又は異議が申し立てられる可能性があると認 又は利用可能とするた

4 の条の 7 かなる規定も、

(a) 知的 財 産に関する締約国 |の措置 (知的財産の侵害に係る責任について取り扱う措置を含む。) につい

「財産権の保護又は行使のための締約国の能力を拡大し、又は減ずるものと解してはならない。

(c) 次のことを妨げるものと解してはならない。

(b)

知的

ては、

適用しない。

締約国が刑事法を執行すること。

(i)

(ii) コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者が法執行当局の特定のかつ合法的な命

令を遵守すること。

第十九条 サイバーセキュリティ

1 両締約国は、 サイバーセキュリティに対する脅威がデジタル貿易に対する信頼を損なうものであること

を認識する。 したがって、両締約国は、 次のことを行うよう努める。

(a) コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を負うそれぞれの権限のある当局の能力を構

築すること。

(b) 電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、 及び軽減す

に係る事象への迅速な対処のために並びに意識の向上及び良い慣行に関する情報の共有のために利用す

るために協力するための現行の協力の仕組みを強化すること並びに当該仕組みをサイバーセキュリティ

ること。

2 両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威の進化する性質に鑑み、 当該脅威に対処するに当たっ

定められている規制よりも危険性に基づいた方法が一層効果的なものとなることができることを認識

する。 したがって、 各締約国は、サイバーセキュリティ上の危険を特定し、及び当該危険を防止するため

努める。 性に基づいた方法 るもの) 並びにサイバーセキュリティに係る事態の発見、 を採用するよう努め、 (コンセンサス方式による基準及び危険度に応じた管理手法に関する良い慣行に依拠す 及び自国の領域内の企業に対し、 当該事態への対応及び当該事態からの回復のため、 当該方法を利用することを奨励するよう 危 険

第二十条 政府の公開されたデータ

- 1 的及び社会的な発展、 両締約国は、 政 府 の情報 競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。 の公衆の アクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済
- 2 情報が機械による判読が可能であり、 再配布することができるものであることを確保するよう努める。 締約国は、 自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する限りにおいて、 及び開かれた様式であること並びに検索、 抽出、 利用、 再利用及び 政府の
- 3 ができる方法を特定するために協力するよう努める。 V) `利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該締約国が拡大すること 両締約国は、 特に中小企業のため、 事業機会を増大させ、及び創出する観点から、 各締約国が公衆によ

第二十一条 暗号法を使用する情報通信技術産品

- 1 この条の規定の適用上、
- (a) 「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数

学的な手法又は式をいう。

- (b) V. 許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための 「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、 一若しくは二以上の秘密のパラメーター 若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは (例えば、 暗号変数)又は関連する暗号鍵の管理を使用す 原理、 手段又は方法をい
- (c) 号鍵なしには容易に理解することができない形式(暗号文)に転換することをいう。 「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ(平文)を再転換及び暗号法の適当な暗

る情報の変換に限る。

(d) の管理のために適用される電子的な処理である産品をいう。 を含む。)である産品又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程 「情報通信技術産品」とは、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信(送信及び表示

- (e) 定するパラメーターであって、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。 できるが、 「暗号鍵」とは、 当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができないような方法によって当該演算を決 当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することが
- 2 この条の規定は、 ものについては、 暗号法を使用する情報通信技術産品について適用する (注)。 ただし、 この条の規定

注 この条の規定の適用上、情報通信技術産品には、金融商品を含まない。は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締 約国 締約国 の法的手続に従い暗号化されていない通信を提供するよう要求する場合に限る。) \mathcal{O} 法執行当局 (サー ビス提供者であって、 自らが管理する暗号化を使用するものに対し、 当該
- (b) 金融商品の規制
- (c) 締約国 のアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件 の政府 (中央銀行を含む。)が所有し、又は管理するネットワーク (利用者の装置を含む。)
- (d) 締約 国が 金融機関又は金融市場に関連する監督、 調査又は検査の権限に基づいてとる措置
- (e) 締約国 0 政府による又は締約国の政府のための情報通信技術産品の製造、 販売、 流通、 輸入又は使用

3 いずれの締約国も、 暗号法を使用し、及び商業上の目的のために設計された情報通信技術産品に関し、

当該情報通信技術産品 の製造、 販売、 流通、 輸入又は使用の条件として、 当該情報通信技術産品の製造者

又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a) 当該締約国又は当該締約国 の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を

移転 又は当該情報へのアクセスを提供すること(特定の技術、 生産工程その他の情報 (例えば、 非

公開の暗号鍵その他の秘密 のパラメーター、 アルゴリズムの仕様その他設計の 詳細) 0 開 示によるもの

を含む。)。

(b) 情報通信技術産品の開発、 製造、 販売、 流通、 輸入又は使用について、 当該締約国の領域に所在する

者と提携し、又は協力すること。

(c)

特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、

又は統合すること。

第二十二条 改正、効力発生及び終了

1 両締約国は、 この協定の改正につき書面により合意することができる。 改正は、 両締約国がそれぞれの

関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締

約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2 この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した

日 の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

3 いずれの一方の締約国も、 他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終

了させることができる。その終了は、 一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の

後四箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー